

162-参-予算委員会-16号 平成17年05月20日

※靖国参拝、社会保険庁改革、JR 福知山線脱線事故等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

官房長官の御予定があるやに聞いております。十一時十五分に退室されたいという御要請で、山崎官房副長官からも強い御意向を受けておりまして、思い出しますと、山崎官房副長官が私のところへ来られるときは、後ろ通られるときは、去年は年金国会で強行採決がございましたけれども、余りいいことがないわけでございますけれども、いずれにいたしましても、お約束をいたしましたので十一時十五分になったら退室していただいたらと、このように思います。

さて、そういうことで順序を通告と変えておりますけれども、まず最初に、若林委員の御質問にも関連いたしまして、総理の靖国神社参拝について御質問をさせていただきたいと思っております。

総理は、二〇〇一年八月十三日、二〇〇二年四月二十一日、二〇〇三年一月十四日、二〇〇四年一月一日と、四回にわたって参拝をされているわけですが、これについて総理は、自らの参拝を、いわゆる公式参拝、私的参拝、いずれだと認識されているのか、そのことについてお示してください。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 私は、靖国神社参拝するのは、今まで申し上げていまずとおおり、戦没者に対する追悼の誠をささげると同時に、二度と戦争を起こしてはならないという一人の人間として参拝しているものでありまして、これは別に総理大臣の職務として参拝しているものではございません。

○辻泰弘君 官房長官にお伺いいたしますが、この総理の参拝について、過去四回あったわけですが、それについての内閣としての見解をお示しいただきたい。すなわち、公式なのか私的なのかということです。

○国務大臣（細田博之君） 辻議員にお答え申し上げます。

小泉総理の靖国参拝、靖国神社参拝は、いずれも個人としての立場でなされたものと理解しております。

これは、平成十六年三月に、当予算委員会におきまして辻議員から御質問を受け、福田前官房長官が、参拝そのものは私的な立場で、個人の真情として、真情の発露として行われたものであると理解しておりますということ。それから、平成十四年五月に、同じく辻議員の本会議における御質問についての同様の答弁と全く同趣旨でございます。

○辻泰弘君 今個人としてとおっしゃいましたけれども、私への福田長官の答弁のときは私人としてということでしたが、それはイコールと考えていいですね。

○国務大臣（細田博之君） それはおっしゃるとおりでございます。

○辻泰弘君 こういう内閣の見解なわけですけれども、当然のことですけれども、その内閣の見解は総理の当然受け入れるところだと思いますけれども、それについてどうですか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） かねがね申し上げまして、申し上げているとおり、総理大臣の職務として参拝しているものではございません。

○辻泰弘君 率直に私の質問に教えてください。

内閣としては、個人として、私人としての参拝であると、こういうふうに明確に言っているわけです。そのことを御自身でどう思っているかというか、そのことは自分自身としてそうだと認識されるのは当たり前だと思っているんですけれども、それはどうですか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 総理大臣である小泉純一郎が個人として参拝しているものでございます。

○辻泰弘君 個人として、私人として参拝されていると、そういうことですか、今おっしゃったのは。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 私はかねがね申し上げているように、個人として参拝しているものでございます。

○辻泰弘君 かねがねとおっしゃいましたが、かねがね公私ははっきりさせないんだと、意地でも言わないとおっしゃっていたのが総理のお立場だったわけで、それは変わったといたしますか、常識的になったところはいいと思いますけれども。

そこで、総理は非常にこのことと郵政のことはかたくなになっていらっしゃるって、ちょっと大人げないと私はいつも思っておりますけれども、そこで、今年の一月の二十八日、沖縄地裁での判決があって、その中で、被告国、被告小泉純一郎ということで主張があるわけでございます。

国としては同じ、今と同じように私人の立場での参拝だと、こういうふうになっているわけですが、小泉さん、総理の主張というのがございまして、そこで言ってらっしゃることが、閣議において公式行事と決定されるなどの特別な事情が職務行為となる場合は必要だけでも、この小泉総理の参拝は被告小泉一人の発意により一人で決定して実施したもので、本件各参拝を職務行為とするための行政行為は一切なされていなかったと、本件各

参拝は、あくまでも自然人たる被告小泉が靖国神社に赴いて一人で行ったものであり、憲法上被告小泉に認められた思想良心の自由ないし信教の自由に基づいて行ったものと、こういうふうになっているわけです。自然人たる被告小泉がと、こうなっているわけです。

余り、総理は自然人かどうかということは考えるところもありますけれども、余り自然な方でもないようにも思いますけれども、しかし、やはり厳密な法解釈上は自然人たることになるわけですが、いずれにいたしましても、総理はさっき、今までよりは少し踏み込んでおっしゃっていただいたと思っています。一人の人間としてとおっしゃいました。また、私人という立場というふうにおっしゃったと思います。かつて国会では、総理はそういうこともおっしゃっております。平成十三年でございましたか、私人として参拝したいということをおっしゃっておられたことがございますし、新聞報道等マスコミへのインタビューについては、私的参拝と言ってもいいかもしれないと、こういうふうにおっしゃいました。

再度確認しますが、私的参拝とこう考えていいですね。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 私は、前から私的とか公的とかいうことについてはこだわってないと、ただ総理大臣の職務として参拝しているものではないと、個人の真情として参拝しているものであると、それがすべてであります。

○辻泰弘君 私は、ここが大事なことで、これまでの政府の見解のように、内閣総理大臣その他国務大臣の地位にある者であっても、私人としての信教の自由が保障されているところは言うまでもない、これらの者が私人の立場で参拝することは自由だと、これはもうそのとおりだと私は思います。

しかし、私は総理というようなお立場の方であるならば、いろいろ考える中で自らの思いがどうであろうと抑制的であってしかるべきだと思いますが、しかし突き詰めたところ、やはり総理も当然私人としての、個人としてのお立場があるわけですから、それは認められるのが当然だと思います。

しかし、総理の場合は、その私人、公人を明らかにしないままにやってこられて、むしろそのことを公人であるかのような吹聴の仕方といいますか、太鼓を鳴らしてどんどこやっているようなそういうことがあって、結果として違憲判決が出たり、違憲を推認、違憲の疑いを推認させるような判決が出ると、こういうことがあったわけですから。

例えば、内閣総理大臣として参拝を推認し得る要素を多分に含んだ態様となっているのが大阪地裁の判決でございました。その中身としては、自民党総裁選の公約にしたと、あるいは国会等で発言をしたと、首相談話を出したとか、こういったことで被告小泉自身が内閣総理大臣として参拝することを明確に示す行動を取っていたと、こういうようなことを言っているわけですね。こういうことから、閣議決定や公費支出、他の閣僚の同伴といった事実がなくて、政府が私的参拝であるとの立場を取っていたこと等を最大限考慮しても、なお本件参拝は被告小泉が内閣総理大臣の資格で行ったものと認めるのが相当であるというのが、この大阪地裁の判決でございましたし、推認させるような判決になっ

ている。

また、違憲判決も実は福岡地裁で出ているわけでございます。

私が言いたいのは、そういったことがやはり国内的にも私はおかしいと思っていますけれども、しかし、それが外国から見たとき、やはり摩擦を必要以上に増幅させたと、やはり神経逆なでして不信を増大させたと、その罪といたらあれですが、その責任は私は極めて大きいと思うんですね。私人として明言された上で行っていらしたならば、私は、それは私自身としても許容せざるを得ないといえますか、いたしますし、諸外国から言われても、そこはやはり個人の自由だということになると思うんですが、総理の場合、そこをあいまいにあえてされて公人であるかのように振る舞ってこられたことが、私は必要以上に問題を大きくしたと、このように思っているわけなんです。

ですから、そういう意味において、私は私人であるということを確認にした上で行かれるということが当然だと思いますし、適切に判断してとおっしゃっていますが、適切というのはどういうことかよく分かりませんが、いずれにいたしましても、そのことについて十分認識をして対応していただきたいと。

与党の中でも、新聞見ますと、公明党の神崎代表が、大局観に立った行動を取るべしと、このようなことも昨日発言されているようですけれども、私は今までの総理のこの問題についての対応というのはやっぱり大局観がなかったと断ぜざるを得ないと思っております。この問題について、やはり私的参拝である、個人としての行動であるということを確認にして、認識をしっかりと持っていて、その考え方の下に行動していただくということと申し上げたいと思いますが、総理、そのことについて御見解をお示してください。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 被告、被告と言いますけれども、私のことを、なぜ靖国に参拝することが憲法違反で、私が被告人になるのかと、これも不思議ではないんです。

憲法解釈、裁判にもいろいろな判決があるんですよ。一つじゃないんです。全然問題ないという判決もありますし、今言ったような問題があるんじゃないかという判決があるということも承知しております。しかしながら、私は大局的に、見地に立って参拝しているんですから。これは個人の真情を、いかに内閣総理大臣であろうとも他人がこれは憲法違反であると言うのは、私は理解に苦しんでいるんです、いまだに。

○辻泰弘君 法治国家なんですから、裁判が起こってそれを受けて立つのは、それはある意味では別におかしなことではなく、私は判決を読んだだけでございますから、それは別に私は決め付けたわけではございません。

それで、確認しておきますけれども、最初に戻りますが、じゃ、やはり個人としての私的参拝であると、こういうことでいいですね。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 何回も申し上げておりますように、内閣総理大臣である小泉純一郎が参拝しておりますが、内閣総理大臣の職務として参拝しているものではご

ざいませぬ。

○辻泰弘君 総理は、今日は後半がちょっと盛り返されたかもしれませんが、前半に、一人の個人として、一人の私人としてというニュアンス出たと思いますけれども、そのことを十分踏まえて対応していただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

それで、順序が逆になったというゆえんですけれども、一点だけ別のことでお聞きしておきたいと思います、基本的にはJ R西日本のことをお聞きしておきたいわけですが。社会保険庁改革についてでございます。三月の国会のときも私、総理にもお聞きしました。厚生労働委員会では大臣にもお聞きしましたけれども、社会保険庁改革における年金運営組織についてでございます。

それで、今与党内でも議論をされている、政府内でも議論されている、そのこと自体は当然のことだと思いますし、その結論を持たれるというのも当然だと思うんですが、ただ、聞くところによると六月下旬に骨太の方針に反映させると、このようなことも言われているわけです。

ただ、私が申し上げたいのは、あのときも申し上げましたけれども、総理も是非やろうということで年金等の社会保障の両院合同会議が開催されているわけでございます。そして、私ども民主党のマニフェストに掲げた主張というのが、その社会保険庁と国税庁の統合ということも大きな項目として挙げているわけございまして、そういったことも一つの、年金制度の改革の一つの大きなポイントでございますので、そういう意味で、与党の検討、政府内の検討は当然あって当たり前だと思いますが、少なくとも、そのことについての政府としての結論を出されるに当たってはその両院合同会議でも議論をされて、その結果を踏まえて当たられるべきだと思いますし、それがなければ何のために合同会議を持ったのかと、こういうことになるわけでございます。そのことについての総理の御方針をお伺いしておきたいと思います。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 現在、政府におきましても有識者の皆さん方に検討していただいております。また、与党の間におきましてもこの問題については今協議をし、意見が分かれている点もございます。

今後、この問題についてよく調整して、どういう対応がいいのか、組織がいいのかという点についてよく協議を詰めて判断していきたいと思っております。

○辻泰弘君 全然私のお聞きしたことに答えていただけてないんですね。それはある意味で当たり前です、あっていいんですよ、政府・与党内の考え方、御検討はね。それはある意味で当然のことです。

私が申し上げているのは、せっかく鳴り物入りで、総理も主導されて社会保障の両院合同会議ができたわけですから、当然その中で議論をされて、どういう結論になるかは分かりませんが、合意ができるかできないかということもあるかもしれませんが、しかしいづれにしても、そこで議論をされて、その結果も踏まえつつ最終的に政府として

決めていくと、これがあるべき姿だと、このことなんです。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 今申し上げましたように、よく協議を見ながら、各方面の意見を聞きながら今協議の最中、していただいていますので、まだ結論は出てないんです。そういう中でいろいろな意見を聞きながら、最終的には、どういう組織なり対応がいいかという点については判断していかなきゃならない問題だと思っております。

○辻泰弘君 協議している最中だと、いろいろな意見をやっているところだということでしたけれども、じゃ、その協議の中には当然国会に設置された両院合同会議の協議も入ると、これは自民党総裁というお立場もあるわけですからね、そして総理自身が、そこで与野党で議論してくれと、こういうふうにおっしゃってきたわけですから、そこをすっ飛ばして決めるというのはこれはやっぱり信義に反するし、それだったら最初からやらなきゃいいじゃないのと、こういう話になるわけでございます。その点、どうですか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 国会でも衆参合同の社会保障の在り方に関する協議会が設けられているわけでありますので、その中での議論も参考にしていきたいと思っております。

○辻泰弘君 当然のことですけれども、その点はそういうプロセスをしっかりと踏んでいただくように申し上げておきたいと思えます。

それで次に、本題と申しますか、JRの西日本の福知山線の事故についてお伺いをしたいと思っております。

まず、昨日、総理は新宿の方を視察されたようでございますが、これについて目的と御感想を簡単にちょっとお示してください。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 本来、新宿の歌舞伎町というのはにぎやかな、多くの国民なり外国人が楽しんでしかるべき町だと思っております。ところが、最近、この歌舞伎町というのが不法外国人滞在者とかあるいは暴力団、犯罪組織の拠点になっていると。にぎやかな町だけれども安心して楽しめる状況になっていないのではないかというような、治安の問題について不安の声が多く寄せられておりました。

そういうことで、このにぎやかな、娯楽を楽しむあるいは休暇を楽しむ人々に、安心して楽しんでいる、楽しむことができる町にするためにはどうしたらいいかと。このままどんどんどんどん不法滞在者が増えて、そして暴力団なり犯罪組織の拠点になってしまっは大変だということから、このにぎやかな町を安心して多くの国民が楽しめる町にしようというのが、今政府始め東京都、警察、新宿区役所、行政、消防関係あるいは地域の商店街、住民の方々の希望だと思っております。この連携を強化していかなきゃならないと。

そこで、決して、これほど犯罪組織が拠点にしてしまった町、あきらめてはいけないと、何とか安全な、安心して楽しめる町にしようということで、一番象徴的な犯罪組織の拠点

となっていると言われている歌舞伎町を楽しめるような町にしていこうというのが趣旨でございます。

そういうことから、現在、地域の住民が立ち上がってまいりました。昨日も私は、二、三十分町を見ながら、本当に多くの人を楽しんでいるなど。同時に、地域の商店街の皆さん、住民の皆さん、それから警察、新宿区長、消防関係者、入管関係者と懇談し、一緒に食事をしながら、あの地域で食事をしながら懇談したわけであります。

そういう中で、一番いいことだなと思ったのは、公的機関だけでなく商店街の方たち、住民の方たちが、これは自分たちの町なんだ、自分たちがこの町を安全にしたいという意欲を強く持って、そういう自分たちが立ち上がるから政府も協力してくれ、東京都も協力してくれ、警察も入管も協力してくださいと、まず自分たちの町は自分たちで安全にしたいという意欲を常に持っているということに対して大変心強く感じました。

こういう観点から、私は、あの町は本当に多くの人を楽しんでいるなど、行き交う人々の姿を見ても、本当ににぎやかな町を楽しむ姿を見て、安心して遊ぶことのできる、楽しめることの町にしていくために努力をしていきたいということを強く感じた次第でございます。

○辻泰弘君 防災担当大臣にお伺いしますけれども、小泉政権発足以来四年たつわけですが、その間の、今までも死傷事故多くあったと思いますが、今度のJR事故はその中でどういう、人数的にどうかということですね、そのことについてお示してください。

○国務大臣（村田吉隆君） 防災担当大臣としてお答えいたしますが、十三年四月に小泉内閣が発足いたしましたから、本当にいろいろな災害が起きました。多くは自然災害でございますが、昨年度には新潟中越地震、あるいは台風もたくさん本土上陸いたしましたし、それから福岡県の西方沖地震も起きたわけでございます。

そういう中であの福知山線の事故が起こりまして、誠に残念ながら、百七名という方が尊い命をなくされたわけでございまして、私どもとしては重大な災害と考えております。

○辻泰弘君 それで、言い間違っていないんですが、要は、死傷者として残念ながら最大の死傷、災害、事故の中で一番多いんだなということです。それでいいんですね。

○国務大臣（村田吉隆君） その中で百七人という死者が出た、重大災害では最大の死者を数えております。

○辻泰弘君 私ども民主党の岡田代表は五月十五日に現地に入られて視察をし、また献花もしていただいたわけですが、私、総理に申し上げたいのは、新宿も悪くはないわけですが、やはりこの内閣発足以来最大の死傷者が出た事故について、今に至るも現地視察もなく、献花、慰霊のそのような局面もお聞きしておりませんが、その方の対応はいかがなんでしょう。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 悲惨な大事故、これの被災者の支援はもとより、事故の原因の究明、再発防止につきましては、政府としても全力で取り組まなきゃならないし、今後、各公共交通機関の対応につきましても、安全第一という観点から取り組まなきゃならないということを指導しているところでございますし、このような事故の教訓を今後にも生かしていかなきゃいけないと思っております。

○辻泰弘君 そうすると、現地に視察をされたり献花をされるという御予定はないということですね。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 現時点で、そういう予定はございません。

○辻泰弘君 私は、今お話しのように内閣発足以来一番大きな死傷事故だったわけで、これは、第一義的にはもちろんJR西日本の問題だと思えますが、しかしやはり、国土交通省あるいは政府の取組ということも背景としてあり得るといえますか、私はあると思っておりますけれども、そういうことにもつながってくるわけですから、やはり私は、総理として現地視察をし、その上で改めてしっかりと指示をしていただくということと同時に、慰霊をし、献花をしていただくということが私はあつてしかるべきだと思いますが、その点は申し上げておきたいと思えます。

それで、国土交通大臣にお伺いしますが、先般、総理にお会いになられて御報告をされたようですが、その折に中間報告を七月、八月ごろ出されるようなことをおっしゃったと聞いておりますけれども、そういう御予定でしょうか。

○国務大臣（北側一雄君） 状況については、逐一総理の方には御報告をさせていただいております。事故当日も、その日の夜に現場に行きまして、帰ってまいりまして総理に御報告をさせていただきました。

今委員のおっしゃったのは、事故調査委員会、今、航空・鉄道事故調査委員会が原因究明に向けまして調査に全力を挙げております。それにつきましては、これは科学的、客観的に解明をしていただく必要がございますので、時間が掛かります。しかしながら、中間報告といたしまして、できるだけ早い時期に事故調査委員会としての、その時点で判明した事実関係については報告をしていただきたいということをお願いしております、七月か八月に事故調査委員会から御報告があるということでございます。

○辻泰弘君 そこで、いわゆる災害医療の側面からちょっと御質問しておきたいと思えます。

それで、実は、岡田代表が兵庫県、私の地元でございますけれども、来られた後、別で車で行っていますが、ちょうど前を救急車が走りまして、そこは、料金所へ入るときに、ETCレーンと普通のところがあるわけですが、そのときに救急車がどっち通るか



と思ったら一般のところを通られて、そのときにヒントを得て、どうなっているのかなという、そこから出発した質問でございますけれども。

今救急車のE T C利用というのは可能になっているのかどうかということについては、消防庁ですので総務大臣からお願いします。

○国務大臣（麻生太郎君） 今の御質問ですけれども、今でも救急車が緊急搬送中、緊急事態に備えて走行中につきましては、E T C等々の料金は無料ということになっております。したがって、今のその現場が分かりませんので何とも申し上げられませんが、大阪市消防局、千葉消防局等々は、救急車にE T Cを付けておるといっても確かにあるんですが、基本的には今、何というの、下の方の道路の方が信号なしで走れますから、信号なしで走れますからって、赤が青に変わりますから、そういった意味では、上に走って引っ掛かって交通渋滞で丸々動けないよりは、下でコース、いろいろ抜け道通った方がよっぽど早く着くという判断は、多分それに乗った運転手の判断によるんだと思いますが。

いずれにいたしましても、千葉も大阪もやっておりますのは、これ、E T Cを付けておいた方がE T Cのところではぽっと通ろうとしたときに、そこに人がいた場合はあれは自動的に上げてくれるんですが、そうじゃないときのことを考えてあの地域の実情に応じて導入したということなんだと思っておりますんで、今言われましたように、こういったところはその場の状況判断によるものだと思っております。

○辻泰弘君 下の一般道路を通った方が早いとか、それはあり得ることですけれども、私が申し上げたのは、いろんなケースがあるわけで、そういった意味で、一般のところ、料金所が詰まっているときにE T Cが空いているということは私どももよくあるわけで、そういった意味で、そういうことも対応できるようにしておいたらどうかと、しておくべきじゃないかと、こういうことなんですね。それを個別の市町村にやらせていたんではそれはなかなか進まないことですから、中央である程度音頭を取ってやるべきじゃないかと。

これは、緊急自動車という意味では、救急車のみならずパトカーや日赤の車もあるわけですけれども、そういったことについて、やはり国土交通省が中心になっていただいてそのことについて対応していただくというのはやっぱり災害医療の中の一つの側面だと思うんです。

そのことについて大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（北側一雄君） 緊急用車両につきましては優先通行にこれまでも十分配慮をしているところでございますが、この緊急自動車には公団の方から業務用通行証というのが発行されております。この業務用通行証というのはE T Cカード化されておまして、あとは車両の方に車載器さえ設置をしていただければE T Cレーンを通行することが可能になるわけでございます。

今委員のおっしゃったように、そういうE T Cレーンを通った方が早い、早く現地に行く場合も当然あるわけですので、是非関係機関と連携を取ってそういう方向で検

討させていただきたいと思います。

○辻泰弘君 その点については、是非そういうことで進めていただくように御要請申し上げておきたいと思います。

もう一つ災害医療のことで、今度は厚生労働大臣にお伺いしたいと思いますけれども、今回の事故のときにいわゆる医療情報システムを作動させて、その地域の病院にどうやって、どれだけ病人を受け入れられるかということで問い合わせして答えてくると、こういうシステムですね。それが作動したわけですが、残念ながら八割のことで、二割は反応がなかったということなんですね。まあ八割というのはかなり高いという見方もあるかもしれませんけれども。

いずれにいたしましても、できるだけそれを周知徹底してやはりそれをうまく作動するように、これはよその地域はもっとできていないという話もお伺いするわけですが、例えばある病院では実は五、六人がいたけれどもアラームが鳴ったの気が付かなかったとかいう指摘もありまして、その意味において、やはり周知徹底とか訓練とか、あるいはアラームの音を、度をもう少し何とか大きくするといいますか、分かりやすくするといいますか、そういうこともあると思うんです。

その点は大事なことだと思うんで、いかがでしょう。

○国務大臣（尾辻秀久君） 今回の事故における救急医療情報システムについてでございますけれども、事故発生後、直ちにこのシステムの災害運用を開始いたしまして、各医療機関の受入れ状況を把握をいたしますとともに、その情報を基に関係省庁や地元自治体と密接に連携しまして、傷病者の医療機関への迅速な搬送について調整をいたしました。

今回のこの対応は、私ども厚生労働省やそれから地元の兵庫県等の対応を含めまして、今お話しいただきましたけれども、全体としては専門家の皆さんからも一定の評価を得たところだと考えております。

ただ、今お触れになりましたように教訓とすべき点もございまして、したがって今後も、関係者に対する当該システムの周知徹底でありますとか災害時を想定した訓練の実施など通じて、さらに災害時におけるこのシステムの迅速、円滑な運用を推進してまいりたいと考えております。

私も、事故後に現地に参加しました。こうしたことに手拔かりがないかということも気になりましたし、それからまた労災の認定とかその後の課題が私どもにはございますので、現地に参加しました。直接にその教訓を伺ってまいりました。

例えば、今もちょっと先生からお話がありましたけれども、一部の病院において医療情報システムを通じた県からの受入れ可能人数の登録要請に対応できなかったという反省でありますとか、一部の病院において救急車以外の搬送手段によって受入れ能力を超える患者が搬送され、当該患者への対応で受入れ可能人数の更新がなされなかったこと。これは大変有り難いことでもあったんですが、地元の皆さんが自主的にどんどん自分の車で搬送していただいたりしました。この皆さんとの連携というのは実は非常に難しいところが



きますと、中山寺停車しても宝塚と尼崎の時間は変わらないと、こういうふうになっているわけでございます。

いずれにいたしましても、私ども、そういう意味で素人にはありますけれども、やっぱり素人目で見ても、そもそもこんなことあり得るのかなと、こういうふうに思ってしまうわけですが、総理、まず、これごらんになってどう思われますか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） これは停車していなかった中山寺に停車して、なおかつ次の駅に対する時間が変わらないということでありますので、その間、当然速度を速めたのではないかなと思っております。

○辻泰弘君 専門的なことは私も分かりませんが、しかし常識的に見てちょっと無理があるのではないかと第一印象を持つんですが、総理はそう思われませんか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） それは何キロ以上がスピード出したら無理があるかどうかというのは専門的には分かりませんが、その辺は、どの程度のスピードだったら安全かどうかという点につきましては、私は専門的な知識は持ち合わせておりません。

○辻泰弘君 こういうダイヤにつきましては、国土交通省に届出をすることになっているわけでございます。これは国会答弁で大臣も局長もおっしゃっているわけですが、ダイヤについては当然チェックをして、制限速度内で運行して可能であるということ、そういうことを前提に認めているんだと、こういうふうなことをおっしゃっているわけですが、しかし現実に運転士の方の声を聞くと、ダイヤ改正の前ですら定刻を守るのが大変だったと、それなのにダイヤ改正してこういうふうになって、ダイヤどおりの運行なんてできるはずがないと、守られるはずがないんだということが声として出ているわけなんです。そういうときに国土交通省が、そのとき届出を受けられたわけですが、本当にそういうこともちゃんとチェックされた上で届出を受けておられたのかどうかということなんです。

国土交通省には、そういうことをチェックした上で、改善といいますか、受けないと、非常に無理な設定であるということであれば運行計画の変更を命ずるということもできると、当然そういうふうになっているわけですね。そのときしなかったわけですが、その部分、どういうふうな判断の下にされなかったのか。しっかりと、机の上だけで見たんじゃなくて、そこの現地の状況だとか運転士の声といいますか現場の声とか、そういうものをしっかりと踏まえられた結果だったんでしょうか。

○国務大臣（北側一雄君） 大切なことは制限速度内で走っていただくことだと思います。守られ、遅れていようが遅れていまいが、制限速度内で運行していただくことが大前提の話でございます。

今委員のおっしゃいましたように、運行計画は国に届けられます。国土交通省といたし

ましては、線路構造とかそれから、先ほど垣内社長の方も答弁しておりましたが、車両の走行性能とかにより定められた運転速度、それから信号保安設備の状況に応じた列車間隔等を確認しておるところでございまして、現行の福知山線の運行ダイヤについては制限速度内で運行して遵守できるものと判断しておるところでございまして。

しかしながら、問題は、運転士にとって運行ダイヤの余裕が十分あったのかどうか、そこは今後検証していく必要があるというふうに思っております。今現在、他の交通事業者等も含めまして、全国のすべての交通事業者に対しまして、この運行ダイヤの適正かどうか、総点検をするように指示をしているところでございます。

○辻泰弘君　ダイヤ自体に問題なかったとおっしゃいますし、お立場上そうかもしれませんけれども、しかし現実には、多分ダイヤ改正をされて少し本数を減らすということになっていくと思うんですね。だから、そのこと自体やはり無理があったということをお認めになると私は思うんですよ。あるいは、その点は取り戻すことはできないことでもありますけれども、今後にかかわることですから、やはりしっかりとそういった、過密ダイヤはよそにもあるとおっしゃっておられて、時間があれば、その場所はじゃどうなっているのと聞いてみたいところもあるわけですが、いずれにいたしましても、今後の検証を待ちつつも、やはり現行ダイヤの中でそういった無理がほかのところでないのかということをしつかりと調査し、対応していただきたいと思いますということを申し上げておきたいと思っております。

それで、ATSのことですけれども、ATS-Pを六月中に入れるということになっていると。そのときにカーブ用の地上子も、カーブ用の地上子も入れてやるようになっていたんだということだったわけですね。そこで思うのは、カーブ用地上子をやって、そのときも止まるようにしようとしていたわけですから、やはりその危険度の認識があったと思うんですね。今までのATSでもそのカーブ用地上子をやれば止まるようになっていたわけですから、そういう意味では、その部分だけをやっていけばできたわけですね。それをしてなかったわけですよ。

で、福知山線自体はほかのところと比べて全体的に後れていたわけですよ、ATS-Pにするのがね。だから、そういう意味では、そのカーブ用地上子をやらないでおいことがやっぱり残念だったと思うわけですが、やっぱりその点についても、私はこういうダイヤを組むときにやっぱり考えられてしかるべきだったと思うんです。

大臣、どうですか、その点について。

○国務大臣（北側一雄君）　ATSの設置につきましては、これまでは赤信号で停止させる機能を有するものを義務化してまいりました。これは、昭和三十七年に三河島事故という大変大惨事がございまして、それは信号の見落としによる大事故でございました。そうした事故が多発をしたということを受けまして、信号がその時々で前の列車の有無等により赤なのか青なのか状況が変化をします。運転士がそれを見落とすということはこれは十分あり得る話でございまして、間違えて認識する場合もある。それをバックアップをする

ためにATSの義務化をしたところでございます。

鉄道の場合は、運転士が制限速度内で運転することを前提としておりまして、こういうカーブにおきましても、通常のを今回のように大きく超過してカーブに進入することは想定をしておりませんでした。これがこれまで義務化をしておらなかった理由でございます。

ATSにつきましては、今委員もおっしゃいましたが、カーブの手前にP型であれS型であれ、これカーブの手前に設置をしていただかないといけないわけでございます。今、全国の鉄道事業者と同様に、こういう急カーブの手前にP型であれS型であれ、そういうものがきちんと設置されているかどうか、今調査をしているところで、近々それが判明するところでございますが、いずれにしましても、この急曲線区間の手前におきまして速度超過を防止するためのATSシステムの改良を義務付けなければならないと考えております。

○辻泰弘君 おっしゃったようなことで、カーブの部分の対応もお取組を是非お願い申し上げたいと思います。

もう時間が最後限られておりますけれども、今のやつも、結局JR西日本は、やはりその六月まで待つその前に旧型ATSにカーブ用の地上子を設けるということは金が掛かると、コストが掛かると、こういうことがやっぱりしなかった理由だと思うわけですね。

そこで、そもそも規制緩和というものがどうかということにも突き当たるわけなんです。そもそも平成九年の閣議決定のときに、規制緩和というものについて、低廉なものを目指すんだと。そこから出発して、国土交通省としても、例えば平成十三年の新幹線の車両の検査を期間を延ばすということがあったわけですが、そのときには、物流コストの低減等を目指す観点から、関係諸規制について緩和を進めることが閣議決定されたと、その上で安全性を考えると、こういうふうになっているわけなんです。それ、同じような趣旨で、規制緩和により鉄道事業者の検査費用の縮減、効率の向上ということをベースにして、その検査の周期を延ばすというようなこともやってこられたわけですね。

これは一例ですけれども、いずれにいたしましても、その規制緩和という流れの中で、本来大事にされるべき安全とかいう社会的な規制がないがしろにされてきたんじゃないかと。例えば、閣議決定された規制改革推進三か年計画、例えば平成十四年でいえば、経済的規制は原則自由、社会的規制は最小限必要、最小限、必要最小限との原則と、こういうことになっているわけですね。で、社会的規制というのはやっぱり安全とか労働とか衛生とか環境とか、福祉、医療とか生命とか、こういうことにつながるとは思います。そういうものを単純にむやみに規制緩和することで、突き詰めるところ人間の幸せにつながるのかなというふうに思うわけございまして、そういう意味で、規制緩和というのものも、やはり人間存在の基本にかかわるような社会的な規制についてどんどんやっていると、必要最小限にするという考え方自体が私はやはり問題となっている局面だと思うんです。

総理にお伺いいたしますけれども、やはりその人間存在にかかわるような安全などの社会的規制は、やはり単なる規制緩和だけではないと思うんですが、いかがでしょう。その

見解をお聞き、お示してください。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 本来、規制というのは最小限にとどめておいた方がいいと思います。安全のための規制は必要であります。しかし、自由な活動を個人においても企業においても促すという面においては、規制というものは最小限にとどめておいた方がいいと思っております。

しかし、安全は第一であります。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、以上で終わります。